

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人（申請人）に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

大分地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 4 号

対象土地 大分市大字細字風景 1 9 3 4 番 2

大分市大字細字風景 1 9 3 3 番 1

2 関係人（申請人）の氏名又は名称

太田頌吾

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人（申請人）に交付する。